

# 千葉県報

号外 第38号  
平成25年5月21日

主 要 目 次

○ 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

○ 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

一  
三九

告 示

示

千葉県告示第二百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定期間及び申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

その一  
免許の内容たるべき事項等

その一  
公示番号 共第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

市川市塩浜地先  
次の一、二、三、四及びイの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点東四号

市川市塩浜一丁目地先の市川市公共基準点N.O. 七三

7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二	
1	公示番号 共第二号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雜魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

3 漁場の位置 基点東二十六号 木更津市牛込地先

4 漁場の区域

次の基点東二十六号と基点東二十六号の一の点を結んだ線、基点東二十六号の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標錨

基点東二十六号の一 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）南西上端

基点東二十六号の二 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）北西上端

基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標錨

イ 基点東二十七号から一度五分一、七〇〇メートルの点  
イ 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点

制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会

6 関係地区 船橋市  
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで  
その百九 1 公示番号 短共第三号

ける漁業権に係る漁業の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

1 免許の内容たるべき事項等  
その一

1 公示番号 内共第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おじのり漁業	一月一日から十二月三十日まで
	もがい漁業	
	かき漁業	
	はまぐり漁業	
	あさり漁業	
	ばかり漁業	
	しおふき漁業	
	ほんびのすがい漁業	
	えむし漁業	
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	ふな漁業	
	おいかわ漁業	
	こい漁業	
	うぐい漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	

4 漁場の位置 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点東四号 市川市塙浜一丁目地先の市川市公共基準点N。七三

ア 基点東四号から一一度九二五メートルの点

イ 基点東四号から一四一度一四分四、七五二メートルの点

ウ 基点東四号から一三七度四五分四、八五六メートルの点

エ 基点東四号から一二三度三、六四二メートルの点

オ 基点東四号から九九度三分一、四八五メートルの点

カ 基点東四号から九八度八分九〇〇メートルの点

制限又は条件 なし

関係地区 船橋市

備考 4 漁場の区域の度数表示については、特別の定めのない限り全て真方位表示

(緯度経度については全て世界測地系)とする。

二 免許予定期 平成二十五年九月一日

三 申請期間 平成二十五年六月三日から七月十九日まで

千葉県告示第二百九十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面にお

梅ヶ瀬川 市原市大久保字西女鹿倉九七一番地の二地先の二又川との分岐点(北緯三五度三五分一五分六・三秒、東經一四〇度八分三六・三秒の点)から本流との合流点まで

夕木川(兼乗川、筒森川) 市原市大多喜町大田代一、一七一番地地先の洞窟下端の線から本流との合流点まで

小田代川 市原市大多喜町面白字片倉二七二番地地先の洞窟下流端(北緯三五度一四分一六・七秒、東經一四〇度一〇分三七・五秒の点)の線から本流との合流点まで

大木川 市原市大多喜町大田代一、一七一番地地先の洞窟下流端の線から本流との合流点まで

三 申請期間 平成二十五年六月三日から七月十九日まで

千葉県告示第二百九十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面にお

流との合流点まで

浦白川 市原市柳川七二八番地地先の柳川橋下流端の線から本流との合流点まで

古敷谷川 市原市古敷谷一、二八四番地の一地先の大ヶ崎橋下流端の線から本流との合流点まで

大作川 市原市山口字過上山七三五番地地先の道路下の暗渠下流端(北緯三五度二一分五三・三秒、東經一四〇度八分一〇・一秒の点)の線から本流との合流点まで

平蔵川 市原市米原二六七番地地先の上畠橋下流端の線から本流との合流点まで

小草畠川 市原市小草畠四五番地地先の椿井戸橋下流端の線から平蔵川との合流点まで

内田川 市原市奥野一、〇六三番地地先の奥野橋下流端の線から本流との合流点まで

新川 市原市金沢四五一番地の五地先の県道一六九号線下の暗渠下流端の線から本流との合流点まで

戸田川 市原市栢橋三五〇番地地先の谷又橋下流端の線から本流との合流点まで

新掘川(大桶川) 市原市大桶九五〇番地地先の大桶橋下流端の線から本流との合流点まで

関係地区 市原市及び夷隅郡大多喜町

存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二 公示番号 内共第二号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その二

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その二

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その二

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その二

漁場の位置 木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先

漁場の区域 次の小櫃川及びその支派川

小櫃川 鴨川市四方木六六一番地の一七地先の白岩橋下流端の線から次の基点三

号と基点四号を結ぶ線まで(龜山湖を含む。)

基点三号 木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱(小櫃川右岸)

基点四号 木更津市畔戸二、三四五番地地先の標柱(小櫃川左岸)

猪ノ川(猪川) 君津市折木沢字相ノ沢一、五四二番地の一地先の相之沢橋下流

端(北緯三五度一一分四二・九秒、東經一四〇度六分一八・八秒の点)の線から本流との合流点まで

笛川 君津市香木原字日暮三五四番地地先の日暮橋下流端の線から本流との合流点まで(笛川湖を含む。)

三河沢 君津市大戸見一、八〇六番地地先の細野橋下流端の線から本流との合流点まで

大坂川(大坂沢) 君津市大坂一、二六八番地の一地先の伊賀利橋下流端の線から本流との合流点まで

大森川 君津市浦田一、九五九番地地先の大森川分岐点(北緯三五度一六分一八・七秒、東經一四〇度五分一三・七秒の点)から本流との合流点まで

佐野川 木更津市田川六四三番地地先の田川橋下流端の線から本流との合流点まで

七曲川 木更津市茅野七曲六九九番地地先の普倉橋下流端の線から本流との合流点まで

武田川 木更津市真里谷四、八三二番地地先の閑庭橋下流端の線から本流との合流点まで

椿川 木更津市音生一三三番地の二地先の高橋下流端の線から本流との合流点まで

檜木川(鎗水川) 袖ヶ浦市上宮田一〇番地の二地先の永作橋下流端の線から本流との合流点まで

松川(大月川を含む。) 袖ヶ浦市川原井六一八番地地先の八幡橋下流端の線から本流との合流点まで

その三 公示番号 内共第三号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その三

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その三

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

2 1 5

2 6 5

7 7 5

その三

漁場の位置 木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市

漁場の区域 次の小櫃川及びその支派川

小櫃川 鴨川市四方木六六一番地の一七地先の白岩橋下流端の線から次の基点三

## 第五種共同漁業

こい漁業  
ふな漁業  
おいかわ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 3

漁場の位置 富津市地先

4 漁場の区域 次の湊川及びその支派川

湊川 富津市豊岡二、六六二番地地先の戸面原ダム下流端の線から次の基点五号と基点六号を結ぶ線まで

基点五号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端(湊川右岸)

基点六号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端(湊川左岸)

湊川支流 富津市豊岡字怒田一、一五〇番地の一地先の青柳橋下流端の線から本流との合流点まで

高岩川 富津市宇摩原字高岩四九四番地地先の黒滝分岐点(北緯三五度一二分二一秒、東経一三九度五八分一四・八秒の点)から本流との合流点まで

飛清川 富津市田倉五〇一番地地先の飛清橋下流端の線から高岩川との合流点まで

志駒川 富津市山中五四八番地の一地先の下沢橋下流端の線から本流との合流点まで

不入斗川 富津市不入斗字松野一、三九二番地地先の鹿原川との分岐点から本流との合流点まで

相川 富津市梨沢字堀切九八七番地の二地先の湯場谷分岐点(北緯三五度一〇分二一秒、東経一三九度五三分四・二秒の点)から本流との合流点まで

相川支流 富津市梨沢一、二五四番地地先の郷瀬ノ橋下流端の線から相川との合流点まで

5 制限又は条件 富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流五〇メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流五〇メートルの区域では、定置性網漁具を使用してはならない。

## その四 公示番号 内共第四号

6 関係地区 市富津市

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

あゆ漁業

六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで

## 第五種共同漁業

こい漁業  
ふな漁業  
おいかわ漁業  
うなぎ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 3

漁場の位置 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先

4 漁場の区域 次の夷隅川、その支派川及びその旧川

夷隅川 勝浦市上植野六〇七番地地先の古新田川との分岐点から次の基点七号と基点八号を結ぶ線まで

基点七号 いすみ市岬町和泉字三軒屋地先の夷隅川河口導流堤上流端(右岸)

基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左岸)

古新田川 勝浦市大森二七番地地先の荒田橋下流端の線から本流との合流点まで

西畠川(弓木川) 夷隅郡大多喜町弓木五四七番地地先の谷合橋下流端の線から本流との合流点まで

平沢川 夷隅郡大多喜町平沢一、五六二番地地先の栄橋下流端の線から西畠川(弓木川)との合流点まで

大野川 夷隅郡大多喜町石神字雷倉一、四七八番地地先の滝原堰(石神溜池)下流端から本流との合流点まで(荒木根ダムを含む。)

落合川 夷隅郡御宿町上布施一、一六四番地地先の上落合川との分岐点から本流との合流点まで

上落合川 夷隅郡御宿町上布施一、六七一番地の五地先の小幡橋下流端の線から落合川との合流点まで

三軒屋川 いすみ市日在宇上人塚地先の水門下流端の線から本流との合流点まで

夷隅川旧川 いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から本流との合流点まで

## 5 制限又は条件 なし

6 関係地区 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

しじみ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
1 公示番号	内共第五号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
1 公示番号	内共第五号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

## 第五種共同漁業

「いわき漁業  
ふな漁業  
うなぎ漁業」

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 茂原市及び長生郡白子町地先  
4 漁場の区域 次の南白龜川及びその支派川  
南白龜川 茂原市清水字堰芝一、二四七番地の三地先の清水地区水門下流端の線  
から次のアとの点を結ぶ線まで

基点十三号 長生郡白子町荆金字川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端(南北白龜川左岸)  
基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端  
(南白龜川右岸)

ア 基点十三号から南白龜川左岸河口導流堤沿いに下流二五〇メートルの点

イ 基点十四号から南白龜川右岸河口導流堤沿いに下流二〇〇メートルの点  
赤目川 長生郡白子町北日当字釜土三九八番地の五地先の北日当可動堰下流端の

線から本流との合流点まで

## 制限又は条件 なし

- 6 関係地区 茂原市及び長生郡白子町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その六

漁業種類	漁業の名称	漁業時期		
		漁業	時	期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで		
	ふな漁業	"	"	

## 4 漁場の区域 次の栗山川及びその支派川

栗山川 香取市荒北字杉山下一、七六二番地の二地先の荒北橋下流端の線から次のアの点と基点十八号を結ぶ線まで

ア 北緯三五度三六分四二・九秒、東經一四〇度三一分五〇・九秒の点  
基点十八号 山武郡横芝光町屋形字東雲五、三五六番地の八地先の標柱

支川栗山川 香取市岩部三、四四〇番地の三地先の清水橋下流端の線から本流との合流点まで

川島川 香取郡多古町坂字土佛七六四番地地先の土佛橋下流端の線から本流との合流点まで

合流点まで

川島川支流 香取郡多古町東松崎字土橋四番地地先の土橋下流端の線から川島川  
との合流点まで

借当川 匝瑳市飯多香字大部田二三二番地の一地先の境橋下流端の線から本流と  
の合流点まで

多古橋川 香取郡多古町飯笹四四〇番地地先の馬堤橋下流端の線から本流との合  
流点まで

高谷川 山武郡芝山町菱田七七番地地先の大橋下流端の線から本流との合  
流点まで

小川川 匝瑳市飯倉二、二七五番地の二地先の飯森橋下流端の線から本流との合  
流点まで

制限又は条件 なし

- 6 関係地区 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## その七

漁業種類	漁業の名称	漁業時期		
		漁業	時	期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで		
	うなぎ漁業	"	"	

3 漁場の位置 柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先

4 漁場の区域 次の手賀沼及びその支派川

手賀沼 全面

下手賀沼 全面

大堀川 柏市呼塚新田一六番地の一地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入

染井入落 柏市染井入新田一二五番地の二地先の染井入橋下流端の線から手賀沼へ  
への流入点まで

大津川 柏市大井地先の中之橋下流端の線から手賀沼への流入点まで

染井入落 柏市呼塚新田一六番地の一地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入

白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで

金山落 印西市大森三、九五四番地  
白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで

龟成川 印西市龟成三〇一番地地先の龟成橋下流端の線から下手賀沼との合流点

下手賀川 下手賀沼からの流出点から手賀沼との合流点まで

金落川 白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで

龟成川 印西市龟成三〇一番地地先の龟成橋下流端の線から下手賀沼との合流点

まで

弁天川 手賀川からの分派点から手賀川との合流点まで

制限又は条件なし

関係地区 柏市、我孫子市、白井市及び印西市

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その八

1 公示番号 内共第八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	もつご漁業	〃

3 漁場の位置

成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先

4 漁場の区域

次の印旛沼及びその支派川(ただし、中央排水路を除く。)

5 流域

西印旛沼

全面

北印旛沼

全面

新川(印旛放水路上流)

西印旛沼からの流出点から八千代市村上二、五七九番地の一地先の村上橋上流端の線まで

手綫川 佐倉市臼井台一、六七七番地の一地先の手綫橋下流端の線から西印旛沼への流入点まで

鹿島川 佐倉市大田地先の物井川橋りょう(總武本線鉄橋)下流端の線から西印旛沼への流入点まで

高崎川 佐倉市鎧木町四八四番地地先の樋之口橋下流端の線から鹿島川との合流点まで

印旛水路(印旛捷水路)

西印旛沼からの流出点から北印旛沼への流入点まで

長門川 北印旛沼からの流出点から印旛郡栄町和田地先の印旛水門上流端の線まで

6 制限又は条件

なし

7 関係地区

柏市、我孫子市、白井市及び印西市

その九

1 公示番号 内共第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	〃

3 漁場の位置

香取市地先

4 漁場の区域

次の与田浦川及びその支派川

5 制限又は条件

なし

6 関係地区

香取市

7 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十

1 公示番号 内共第十号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	〃

3 漁場の位置

香取市地先

4 漁場の区域

次の基点二十三号から三五二度の線と基点一十四号から二八度二〇分の線との間の利根川本流における千葉県水面

5 制限又は条件

なし

6 関係地区

香取市

7 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十一

1 公示番号 内共第十一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

5 制限又は条件

なし

6 関係地区

柏市、我孫子市、白井市及び印西市

7 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第五種共同漁業		こい漁業	ふな漁業	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	香取市及び香取郡東庄町地先				
4 漁場の区域	次の基点二十四号から二十八度二十分の線と香取郡東庄町地先の利根川河口堰上流端の線との間の利根川本流における千葉県水面				
5 基点又は条件	基点二十四号 香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし塙植制限又は条件なし				
6 関係地区	銚子市富川町、森戸町、笛本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市				
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで				
その十二					
1 公示番号	内共第十二号				
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 えむし漁業	漁業	時	期	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	銚子市及び香取郡東庄町地先				
4 漁場の区域	香取郡東庄町地先の利根川河口堰下流端の線と次の基点二十五号から二十六度五十分の線との間の利根川における千葉県水面(ただし、銚子漁港第二漁船渠河堤、基点二十六号と基点二十七号を結ぶ線及び川口町から内浜町に至る導流堤を結ぶ線の南側漁港区域を除く。)				
5 制限又は条件	基点二十五号 銚子市川口町二丁目の千人塚海難漁民慰靈塔 基点二十六号 銚子港第二漁船だまり河堤灯台 基点二十七号 銚子市内浜町地先の銚子漁港導流堤の白灯台 関係地区				
6 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで				
その十三					
1 公示番号	内共第十三号				
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業	時	期		
3 漁業種類	こい漁業				
4 漁業の名称	ふな漁業				
5 漁業時期	うなぎ漁業				

第五種共同漁業		ふな漁業	おいかわ漁業	うぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	君津市地先				
4 漁場の区域	次の小糸川及びその支派川 小糸川 次の基点二十八号と基点二十九号を結ぶ線から基点三十号と基点三十一号を結ぶ線まで				
5 制限又は条件	基点二十八号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点(小糸川右岸) 基点二十九号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点(小糸川左岸)				
6 関係地区	君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点(小糸川右岸) 基点三十号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点(小糸川左岸)				
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで				
その十四					
1 公示番号	内共第十四号				
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業	時	期		
3 漁業種類	こい漁業				
4 漁業の名称	ふな漁業				
5 漁業時期	うなぎ漁業				
6 関係地区	江川 君津市郡宇赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで				
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで				
その十五					
1 公示番号	内共第十五号				
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業	時	期		
3 漁業種類	こい漁業				
4 漁業の名称	ふな漁業				
5 漁業時期	うなぎ漁業				
6 関係地区	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稻敷郡河内町並びに稻敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先の利根川本流の区域(ただし、基点第三号と点ハを結ぶ線から上流の小貝川、基点				

平成25年5月21日(火曜日)		千葉県報		号外第38号	
第四号と点二を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。)					
基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点		基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識(利根川左岸)		基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点(小貝川左岸)	
基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端(鬼怒川右岸)		基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端(江戸川右岸)		基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端(江戸川左岸)	
基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋下端橋脚(渡良瀬川右岸)		基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱(渡良瀬川左岸)		点イ 基点第一号から三五一度の線と利根川左岸との交差点	
点ロ 基点第二号から三〇度の線と利根川右岸との交差点		点ハ 基点第三号から一九二度の線と小貝川右岸との交差点		点ニ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点	
5 制限又は条件 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。		6 関係地区 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市その十五		7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで	
1 公示番号 内区第一号		2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名稱		漁業種類 漁業の名稱		漁業種類 漁業の名稱	
第一種区画漁業		第一種区画漁業		第一種区画漁業	
3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先		3 漁場の位置 長生郡長生村一松地先		3 漁場の位置 長生郡長生村一松地先	
4 渔場の区域 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川		4 渔場の区域 次の基点十二号から八八度五〇分の線と長生郡長生村一松字中瀬丙四、四四三番地地先の九十九里道路中瀬橋上流端の線までの間の旧一宮川		4 渔場の区域 いすみ市岬町和泉字三軒屋川	
5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。		5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。		5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。	
6 地元地区 いすみ市		6 地元地区 長生郡一宮町及び長生村		6 地元地区 長生郡白子町剃金及び古所地先	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで		7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで		7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで	
1 公示番号 内区第四号		2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		3 漁業種類、漁業の名稱	
漁業種類 漁業の名稱		漁業種類 漁業の名稱		漁業種類 漁業の名稱	
第一種区画漁業		第一種区画漁業		第一種区画漁業	
3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先		3 漁場の位置 長生郡白子町剃金及び古所地先		3 漁場の位置 長生郡白子町剃金及び古所地先	
4 渔場の区域 次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号を結ぶ線までの間の南白龜川		4 渔場の区域 次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号を結ぶ線までの間の南白龜川		4 渔場の区域 次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号を結ぶ線までの間の南白龜川	
その十六		7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで		7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで	

千葉県報

定例

本宮敏雄

千葉県告示第二百十八号  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条规定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。  
平成三十年五月十一日

名	称	所	在	地	千葉県知事	鈴木栄治
公益社団法人地域医療振興協会	東京ベイ・浦安	浦安市当代島三丁目四番三二一	号			
市川医療センター		平成三十三年五月十日	認定の有効期限			

千葉県告示第二百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

千葉県知事 鈴木栄治

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業 のり養殖業			八月二十日から翌年四月三十日まで

主 要 目 次

告 示

千葉県告示第二百十七号

○ 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託  
○ 救急病院の認定  
○ 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定  
○ 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定  
○ 道路区域の変更（二件）  
○ 道路の供用開始（二件）  
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定  
○ 公安委員会告示  
○ 千葉県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更  
○ 公 告  
○ 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施  
○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定  
○ 土地改良区役員の退任及び就任（六件）  
○ 公共測量の終了（七件）  
○ 都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止  
○ 特定調達公告  
○ 入札公告  
○ 落札者等の公告（五件）

名称及び代表者の氏名	千葉県知事 鈴木 栄治		
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長	千葉市中央区千葉港四番三号		
所 在 地	委 託 期 間		
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日ま			

2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	のり養殖業	漁業 時期
第一種区画漁業		八月二十日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置	浦安市日の出及び明海地先
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点	イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点 ウ 北緯三五度三七分四八・一二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点
エ	北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点	北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点
5	制限又は条件	なし
6	地元地区	市川市
7	存続期間	平成三十年八月二十日から平成三十一年四月三十日まで
その五十六		
1	公示番号	区第三十四号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称	漁業 時期
第一種区画漁業	一枚貝垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置	木更津市吾妻地先
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度二三分一七・四一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点	北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点
イ	北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点	北緯三五度二三分一三・〇五〇六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点
エ	北緯三五度二三分一二・九四三〇秒、東経一三九度五四分四三・四五五九秒の点	北緯三五度二三分一三・〇五〇六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点
5	制限又は条件	港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しても、これを妨げてはならない。
6	地元地区	木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和

文京、幸町、桜町及び貝渕	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
備考	4 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。	
二	免許予定日 その一からその四十六まで及びその五十六にあつては平成三十年九月一日、その四十七からその五十五までにあつては同年八月二十日	
三	申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで	
千葉県告示第二百二十号		
1 免許の内容たるべき事項等		
その一		
1 公示番号 内区第一号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	のり養殖業	漁業 時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置	いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
4	漁場の区域	いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川
5	制限又は条件	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
6	地元地区	いすみ市
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二		
1 公示番号 内区第二号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	のり養殖業	漁業 時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで
3	漁場の位置	いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
4	漁場の区域	いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から次の基点八号と基点十一号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面
基点八号	いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左	

岸)	基点十一号 いすみ市岬町江場土字上瀬地先の標柱(夷隅川左岸)	5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
地元地区	いすみ市	6 地元地区 長生郡白子町
存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その三		二 免許予定期 平成三十年九月一日
1 公示番号	内区第三号	三 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		千葉県告示第二百二十一号
漁業種類	漁業の名稱	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
第一種区画漁業	あおのり養殖業	その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匝土木事務所において、平成三十一年五月十一日から三週間、縦覧に供する。
3 渔場の位置	九月一日から翌年四月三十日まで	平成三十年五月十一日
4 渔場の区域	長生郡長生村一松地先	千葉県知事 鈴木 栄治
5 基点十二号	長生郡長生村一松地先の新城之内橋南側端	千葉県告示第二百二十二号
6 地元地区	長生郡一宮町及び長生村	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
7 存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匝土木事務所において、平成三十一年五月十一日から三週間、縦覧に供する。
その四		平成三十年五月十一日
1 公示番号	内区第四号	千葉県知事 鈴木 栄治
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		千葉県告示第二百二十二号
漁業種類	漁業の名稱	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
第一種区画漁業	あおのり養殖業	その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匝土木事務所において、平成三十一年五月十一日から三週間、縦覧に供する。
3 渔場の位置	九月一日から翌年四月三十日まで	平成三十年五月十一日
4 渔場の区域	長生郡白子町剝金字及び古所地先	千葉県知事 鈴木 栄治
5 基点十三号	長生郡白子町剝金字川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南白亀川左岸)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
6 基点十四号	長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南白亀川右岸)	その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成三十一年五月十一日から三週間、縦覧に供する。
7 基点十五号	長生郡白子町剝金字新林七二三番地の二地先護岸のコンクリート製突起物(南白亀川左岸)	平成三十年五月十一日
8 基点十六号	長生郡白子町古所字川間三六番地の一地先の標柱(南白亀川右岸)	千葉県知事 鈴木 栄治
区間	間	千葉県知事 鈴木 栄治
変更の前後別	地の幅員	千葉県知事 鈴木 栄治
數地の幅員	延長	千葉県知事 鈴木 栄治